

2013年度日本英文学会中部支部決算報告書

自2013年4月1日至2014年3月31日

(円)

【収入】	予 算	決 算	摘 要
支部会費収入	226,800	224,800	
売上高(会誌等売上)			
臨時会費収入	35,000	45,000	書店協賛金35,000; 当日会費10,000
広告料収入			
受取利息	400	489	
助成金収入	50,000	80,000	大幸財団
寄附金収入			
雑収入		8,640	支部振替口座解約金
大会行事預かり金	150,000	163,508	懇親会費繰越金
当期収入合計	462,200	522,437	
前期繰越収支差額	1,762,217	1,762,217	2013年度期首正味財産
収入合計	2,224,417	2,284,654	
【支出】			
〔事業費〕			
事業費学術刊行物印刷費534-004	110,000	183,913	統合号
事業費学術刊行物郵送費524-003	500	640	岩崎宗治氏
事業費大会開催経費550	50,000	40,820	支部大会経費
事業費大会関係印刷費534-002	145,100	139,379	プログラム; プロシーディングス; ポスター印刷費
事業費大会関係郵送費524-001	15,000	14,540	大会出欠はがき; 非英文学会会員講師へのプログラム+プロシーディングス郵送料; ポスター郵送料
事業費大会旅費交通費523-001	100,000	66,040	シンポ講師旅費+宿泊費
事業費大会準備会議経費548-001			
事業費講演料539	40,000	40,000	宇佐見太市氏
事業費編集消耗品費534-002			
事業費編集委員会旅費523-002			
事業費編集会議経費548-002			
事業費編集関係郵送費524-002			
事業費研究奨励事業費549-002		4,430	論文賞賞状; 慰斗袋
事業費ホームページ運営費521			
事業費会員名簿刊行費534-004			
事業費支払手数料541-001			
事業費雑給512	80,000	101,200	支部大会学生アルバイト日当
事業費計	540,600	590,962	
〔管理費〕			
理事評議員経費563-001			
給料手当552			
管理費雑給558			
地代家賃579-001			
支払手数料563-002	3,000	105	決済手数料
租税公課582			
雑費587-002	5,000	898	書き損じはがき交換手数料等
消耗品費574-002	40,000	20,280	PCソフト
事務用品費574-001	40,000	40,970	文具
一般印刷費576			
旅費交通費564			
通信費郵便料金565-001	20,000	13,452	評議員投票用紙郵送料等
通信費電話料金565-002			
雑損失587-003			
管理費合計	108,000	75,705	
当期支出合計	648,600	666,667	
当期収支差額	-186,400	-144,230	
本部からの繰入(支部支援金)	740,000	742,500	法人税2,500
次期繰越収支差額	2,315,817	2,360,487	

繰越内訳: 口座1(通常) ¥296,840 口座2(基金) ¥1,900,127 口座3(懇親会) ¥163,520

以上の通り相違ありません。

2014年4月1日

日本英文学会中部支部事務局: 武井 暎子



監査の結果全て適正に処理されていたことを報告します。

2014年4月7日

日本英文学会中部支部監事 星崎 松人



日本英文学会中部支部書記 三上 優



資料2

日本英文学会中部支部2008-13年度収支(2008-12年度分は支部総会で報告済)

【収入】	2011年度	2012年度	2013年度	備考	2014年度予算	対前年度比
支部会費収入	307,000	488,200	224,800	支部化委員会費支払い分	350,000	125,200
売上高(会誌等売上)						-
臨時会費収入	30,000	25,000	45,000	大会当日会費分	20,000	-25,000
広告料収入						-
受取利息	348	349	489		400	-89
助成金収入		70,000	80,000	地方公共団体等による助成金?学内補助?		-80,000
寄附金収入	90,957					-
雑収入		71,990	8,640	書店協賛金代?	25,000	16,360
大会行事預かり金			163,508	懇親会積み立て分の明示化		-163,508
当期収入合計	428,305	655,539	522,437		395,400	-127,037
前期繰越収支差額	1,245,327	1,240,919	1,762,217		2,360,487	598,270
収入合計	1,673,632	1,896,458	2,284,654		2,755,887	471,233
						-
【支出】						-
【事業費】						-
事業費学術刊行物印刷費534-004	38,464	109,011	183,913	統合号の本部への支払金?	185,000	1,087
事業費学術刊行物郵送費524-003			640	?	1,000	360
事業費大会開催経費50	173,277	35,924	40,820	大会の会場賃料その他	30,000	-10,820
事業費大会関係印刷費534-002	2,940	78,323	139,379	プログラム印刷代の本部への支払金?	140,000	621
事業費大会関係郵送費524-001			14,540	プログラムの発送料金(支部負担分)?	20,000	5,460
事業費大会旅費交通費523-001	60,000	100,000	66,040	シンポ講師謝金	100,000	33,960
事業費大会準備会議経費548-001	100,000	30,000		次期大会準備金の開催校への準備金	50,000	50,000
事業費講演料539	100,000	100,000	40,000	特別講演謝金	-	-40,000
事業費編集消耗品費534-002						-
事業費編集委員会旅費523-002	25,790	68,500		編集委員会旅費	100,000	100,000
事業費編集会議経費548-002	13,910	13,650		編集委員会弁当代	-	-
事業費編集関係郵送費524-002					-	-
事業費研究奨励事業費549-002			4,430	?	-	-4,430
事業費ホームページ運営費521						-
事業費会員名簿刊行費534-004						-
事業費支払手数料541-001						-
事業費雑給512	104,800	84,400	101,200	大会学生アルバイト(2014年度の学会開催は1日)	80,000	-21,200
事業費計	619,181	619,808	590,962		706,000	115,038
						-
【管理費】						-
理事評議員経費563-001	17,325			理事会弁当代?2010年度は臨時理事会交通費		-
給料手当552	200,000	50,000		事務局アルバイト(事務局長手当含む)	100,000	100,000
管理費雑給558						-
地代家賃579-001						-
支払手数料583-002	525	2,520	105	口座振り込み負担分?		-105
租税公課582						-
雑費587-002	30,696		898			-898
消耗品費574-002	37,710		20,280	インク代など	30,000	9,720
事務用品費574-001	32,225	4,263	40,970	事務用品	20,000	-20,970
一般印刷費576	35,201			?		-
旅費交通費564				引き継ぎ交通費等		-
通信費郵便料金565-001	59,850	60,150	13,452	今年度は理事選挙郵送料	60,000	46,548
通信費電話料金565-002						-
雑損失587-003						-
管理費合計	413,532	116,933	75,705		210,000	134,295
当期支出合計	1,032,713	736,741	666,667		916,000	249,333
当期収支差額	-604,408	-81,202	-144,230		-520,600	-376,370
本部からの繰入(支部支援金)	600,000	600,000	742,500		600,000	-142,500
次期繰越収支差額	1,240,919	1,759,717	2,360,487	支部資産	2,439,887	79,400
収支(前年度比資産増減)	-4,408	518,798	598,270		79,400	

補足説明

当期収入合計について	臨時収入はすべて最少額を計上。昨年度はこれまで別会計で扱っていた懇親会費を計上したため、見かけ上の収入が増加している。
事業費計	支出の増加は、シンポ講演謝金を10万円にしたこと、学術刊行物印刷費を最大限に見込んだこと、次年度開催校の準備金を計上したため。
管理費合計	支出の増加は、理事選挙に伴う郵送料の計上と、事務局給与手当の復活によるもの。
本部からの繰入(支部支援金)	支部委員会費とは別の本部からの運営支援金。前年とは算定方法が異なるため、今年度は減額。その分、支部会費収入は増加。
次期繰越収支差額	黒字分は最低限の見込額。支出予算を多めに組んだため、最終的には10万円以上の黒字になると思われる。

日本英文学会中部支部規約

第 1 章 総則

第 1 条 本会は日本英文学会中部支部と称する。

第 2 章 目的および事業

第 2 条 本会は英語、英米文学研究ならびに英語教育の振興をはかり、あわせて会員相互間および国内外の学会との交流をはかることを目的とする。

第 3 条 本会は第 2 条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年次大会の開催
2. 日本英文学会発行の支部統合号における支部担当分(『中部英文学』)の編集
3. 講演会、研究会の開催
4. 同種その他機関との連絡
5. その他本会の目的達成に必要な事業

第 3 章 会員

第 4 条 本会の正会員は次のいずれかに該当する者とする。

1. 日本英文学会会員のうち、愛知、石川、岐阜、静岡、富山、長野、福井、三重の各県下の大学(短期大学を含む)その他の教育もしくは研究機関に属し、英語、英語圏文学、英語教育の研究または教育活動に従事する者、ないしはその経験を有する者。
2. その他、前号の区域に居住もしくは勤務する者で日本英文学会が所属を認めた者。

第 5 条 第 4 条第 1 号における八県下の教育機関に所属する大学院生は本会入会時に日本英文学会会員の推薦を受け、学生会員として登録可とする。

第 6 条 本会の準会員は日本英文学会会員のうち、北海道、東北、関東、関西、中国四国、九州支部のいずれかの正会員で本会にも所属を希望する者(学生会員を含む)とする。

第 7 条 日本英文学会会員は本会大会に参加と発表をすることができる。但し本会による招聘者には本条は適用されない。

第 8 条 本会正会員と準会員は『中部英文学』に投稿できる。投稿規定は別途定める。

第 9 条 会員は所定の会費を納入しなければならない。

第 10 条 会費の滞納が 2 年を超えた場合、会員の資格を喪失する。その場合、未納金の支払い義務は残るものとする。

第 11 条 日本英文学会に所属しない者は当日会費 1000 円を支払うことにより、本会大会に参加することができる。但し本会による招聘者には本条は適用されない。

第4章 役員

第12条 本会には次の役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 1名
3. 事務局長 1名
4. 監事 1名
5. 理事 15名程度

第13条 全ての役員は本会正会員でなければならない。

第14条 支部長は支部を代表し、会務を統轄する。

第15条 副支部長は支部長を補佐し、支部長がその任務を遂行できないときにはこれに代わる。

第16条 事務局長は理事会および拡大理事会の決定に従い、支部運営上の実務業務を行う。

第17条 監事は会計を監査する。

第18条 支部長は理事会において選出される。任期は1期2年、連続2期までとする。

第19条 副支部長、事務局長、監事は支部長が委嘱し、理事会の承認を受ける。任期は1期2年、連続2期までとする。

第20条 理事は選挙を経て選出される。選挙規程は別途定める。

第21条 選挙で選出された理事はそれぞれの所属や専門等を考慮し、当選人数の半数を上回らない数の人員を推薦理事として選出することができる。

第22条 理事には支部長と副支部長と事務局長が含まなければならない。

第23条 理事の中から互選によって、支部代表理事と支部代表評議員を選出する。

第24条 理事の任期は2年とする。

第5章 運営体制

第25条 本会の運営にあたっては理事会を置く。

第26条 年次大会開催時に拡大理事会を開催する。

第27条 次の議決事項は総会に報告し承認を得なければならない。

1. 役員人事
2. 予算および決算
3. 規約施行及び改正

4. 事業計画

5. その他、理事会及び拡大理事会において必要と認めた事項

第6章 理事会

第28条 理事会は第20条及び第21条に定める理事によって構成される。

第29条 理事会は役員人事、予算及び決算、規約・規定(程)創案及び改正、事業計画等、本会の運営に関わる事項を審議・決定する。

第30条 支部長が必要と認めた時及び理事会構成員の3分の1以上からの請求があった時、適当な方法をもって理事会を招集する。

第31条 理事会招集時には理事にあらかじめ議題を示さなければならない。

第32条 理事会の形態は対面及びメール会議を可とする。

第33条 理事会の議事は理事(委任状を含む)の過半数をもって決する。

第34条 当会規約、理事選挙規程、学術振興基金規約の議決については別途定める。

第7章 拡大理事会

第35条 拡大理事会は理事、事務局長、事務局長補佐、『中部英文学』編集委員会、大会準備委員会各委員長、副委員長によって構成される。

第36条 拡大理事会は主として本会の現状及び将来計画を審議する。

第37条 拡大理事会は適当な方法をもって招集する。

第38条 拡大理事会招集時には拡大理事会構成員にあらかじめ議題を示さなければならない。

第39条 拡大理事会の議事は拡大理事会構成員の過半数(委任状を含む)をもって決する。

第8章 事務局

第40条 事務局は理事会において設置校を選出し、事務局長1名、事務局長補佐若干名、書記若干名をもって組織する。

第41条 事務局長は事務局を代表し、業務を統括する。

第42条 事務局長補佐は事務局長を補佐し、事務局長がその任務を遂行できないときには代行する。

第43条 書記は会議議事を記録し、構成員の承認を受ける。

第44条 事務局長補佐と書記は支部長又は事務局長が委嘱し、理事会の承認を受ける。

第9章 会計

第45条 本会の運営資金は日本英文学会からの支援金、年会費、寄付金その他の収入をもって支弁する。

第46条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第47条 本会の収支決算は監事の監査を受け、総会に報告し承認を得なければならない。

第10章 規約改定

第48条 本規約改定は理事と総会出席者のそれぞれ3分の2の賛成を得なければならない。

第49条 本会大会準備委員会については別途定める。

第50条 『中部英文学』編集委員会については別途定める。

第51条 本会には名誉会員を置くことができる。名誉会員の推薦は理事会が行う。

補足事項 第3章第10条について

- ・日本英文学会規約に準じる。

第4章第18条について

・支部長の選出については、理事会は該当する年度の事務局設置予定校と協議し、次期事務局の意向に十分な配慮をしなければならない。

第4章第19条について

・副支部長、事務局長の選出については、支部長は任期年度の事務局設置予定校と協議し、次期事務局の意向に十分な配慮をしなければならない。

第4章第23条について

・本会の理事から日本英文学会の支部代表理事と支部代表評議員を選出する。日本英文学会の理事の任期は2年、評議員の任期は4年。日本英文学会の役員の定年が65歳であるため、就任時の年齢を考慮して支部代表役員を選出しなければならない。

第8章第44条について

- ・本会の従来の選出方法を踏襲する。

附則

本規約は2010年4月1日より施行する。

附則

2010年10月16日改定。

附則

2013年10月5日改定。

附則

2014年10月18日改定。

日本英文学会中部支部規約 改正案

【改正理由】

1. 運営委員会の廃止ならびに拡大理事会の構成委員変更による変更点を反映させる。
2. 誤り訂正ならびに語句の修正をおこなう。
3. 体裁を整える。
4. 新たに附則を追加する。

【新旧対照表】

新（改正案）	旧（現行）
第12条（省略） （削除）	第12条（省略） <u>6. 運営委員20名程度</u>
第17条 監事は会計を監査する。	第17条 監事は会計を監査する。 <u>監事は運営委員を兼ねる。</u>
第20条 理事は選挙を経て選出される。選挙規程は別途定める。 （削除）	第20条 理事は選挙を経て選出される。選挙規定は別途定める。 <u>第25条 理事は運営委員を兼ねることができる。</u>
（削除）	<u>第26条 運営委員は理事の補佐を業務とし、大会準備委員もしくは『中部英文学』編集委員を兼ねることができる。</u>
（削除）	<u>第27条 選挙による理事選出の後、理事の所属大学や専門など考慮し、理事会が運営委員を選出する。</u>
（削除）	<u>第28条 運営委員の任期は2年とし、連続2期までとする。</u>
第25条（省略）	第29条（省略）
第26条（省略）	第30条（省略）
第27条（省略）	第31条（省略）
第28条（省略）	第32条（省略）
第29条 理事会は役員人事、予算及び決算、規約・規定（程）創案及び改正、事業計画等、本会の運営に関わる事項を審議・決定する。	第33条 理事会は役員人事、予算及び決算、規約・規定創案及び改正、事業計画等、本会の運営に関わる事項を審議・決定する。
第30条（省略）	第34条（省略）
第31条（省略）	第35条（省略）
第32条（省略）	第36条（省略）
第33条（省略）	第37条（省略）
第34条 当会規約、理事選挙規程、学術振興基金規約の議決については別途定める。	第38条 当会規約、理事選挙規定、学術振興基金規定の議決については別途定める。
第35条 拡大理事会は理事、事務局長、事務局長補佐、『中部英文学』編集委員会、大会準備委員会各委員長、副委員長によって構成される。	第39条 拡大理事会は理事と運営委員によって構成される。
第36条（省略）	第40条（省略）
第37条（省略）	第41条（省略）
第38条 拡大理事会招集時には拡大理事会構成員にあらかじめ議題を示さなければならない。	第42条 拡大理事会招集時には理事と運営委員にあらかじめ議題を示さなければならない。
第39条 拡大理事会の議事は拡大理事会構成員の過半数（委任状を含む）をもって決する。	第43条 拡大理事会の議事は理事及び運営委員（委任状を含む）の過半数をもって決する。
第40条（省略）	第44条（省略）
第41条（省略）	第45条（省略）
第42条（省略）	第46条（省略）
第43条（省略）	第47条（省略）
第44条（省略）	第48条（省略）
第45条（省略）	第49条（省略）
第46条（省略）	第50条（省略）
第47条（省略）	第51条（省略）
第48条（省略）	第52条（省略）
（削除）	附則
第49条（省略）	第53条（省略）
第50条（省略）	第54条（省略）
第51条（省略）	第55条（省略）
（削除）	第56条（省略）
（削除）	第57条（省略）
（削除）	第58条（省略）
（削除）	第4章第26条について ・2013-14年度は移行準備期間とし、2015年4月1日から施行する。
（削除）	第4章第27条について ・新理事が旧理事と同じ所属校の場合、旧理事は理事と運営委員を退任する。 ・新理事が旧理事と別の所属校の場合、旧理事に運営委員として留任を打診する。 ・運営委員は特定の地域、機関に偏らないように配慮する。
附則 本規約は2010年4月1日より施行する。	（新規）
附則 2010年10月16日改定。	（新規）
附則 2013年10月5日改定。	（新規）
附則 2014年10月18日改定。	（新規）

日本英文学会中部支部学術振興基金規約

第 1 条(名称)

本基金は日本英文学会中部支部学術振興基金と称する。

第 2 条(目的)

本基金は次の支出を目的とする。

1. 『中部優秀論文賞ならびに中部新人優秀論文賞賞金
2. 中部若手研究者全国大会発表補助金
3. その他日本英文学会中部支部が必要と認める事業

第 3 条(特別支出)

必要な場合、理事の 3 分の 2 以上の賛成を得て、本基金から通常の支部運営経費を支出できるものとする。

第 4 条(管理)

本基金は日本英文学会中部支部事務局が管理する。

第 5 条(会計)

本基金の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、年度末に監査を受ける。

第 6 条(規約改定)

本規約改定は理事と総会出席者(委任状を含む)のそれぞれ 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

附則

本規約は 2013 年 10 月 5 日から施行する。

附則

2014 年 10 月 18 日改訂。

中部若手研究者全国大会発表補助金規程

第 1 条 本補助金は中部若手研究者全国大会発表補助金と称する。

第 2 条 本補助金は日本英文学会中部支部正会員のうち、学生会員もしくは本務校をもたない若手会員（当該年度において 40 歳以下）が日本英文学会全国大会において発表を行う際の費用補助を目的とする。

第 3 条 補助金は交通費と宿泊費に使用するものとし、1 件あたり 5 万円を上限とする。

2 交通費は実費相当とし、上限 4 万円とする。

3 JR 券購入の際、現住所から開催校までの最短距離の料金の往復切符を購入するものとする。

4 学生会員は学割を使用するものとする。

5 特急券は普通車指定席を購入するものとする。

6 航空券はエコノミークラスを購入するものとする。

7 宿泊費は実費相当とし、上限 1 万円とする。

第 4 条 申請は毎年 4 月 30 日を締切とし、理事会で審議を受ける。

第 5 条 年間の助成金の上限は全体で 10 万円とする。

第 6 条 申請者は所定の申込書、報告書、その他必要書類を支部事務局に提出しなければならない。

第 7 条 申請者は報告書提出までに申請年度の日本英文学会年会費を支払わなければならない。

第 8 条 本規程改定は理事と総会出席者(委任状を含む)のそれぞれ 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

附則

本規程は 2015 年 4 月 1 日から施行する。